

## 市内米軍施設の現況等について

### 1 日米協議の主な経過

… **資料1** 「横浜市と米軍基地」2、3ページ

#### 平成15年

7月18日 日米合同委員会 第2回施設調整部会 (53ページ)

7月22日 **国から本市への申し入れ** (53ページ)

池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)において800戸程度の住宅等の建設がなされれば、上瀬谷通信施設(一部)、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区の返還が可能

#### 平成16年

8月4日 **「市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明」** (54ページ)

国からの返還提案に加え、池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)の飛び地及び小柴貯油施設の返還、上瀬谷通信施設の全部返還を実現すること  
住宅等建設については、緑を可能な限り残し、自然環境の保全に十分配慮するとともに、住宅建設戸数のできる限りの削減を行うこと

9月2日 **日米合同委員会 第3回施設調整部会** (56ページ)

上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区の全部、池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)の飛び地、小柴貯油施設の一部の返還  
住宅等建設については、改変面積を半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮するとともに、戸数を700戸に縮減

9月22日 **「市内米軍施設に係る第3回施設調整部会の協議結果に対する本市の考え方について」** (57ページ)

10月18日 日米合同委員会において、第3回施設調整部会の協議結果が合意 (59ページ)

#### 平成17年

10月18日 日米合同委員会において、小柴貯油施設の返還等が合意 (60ページ)

12月14日 **小柴貯油施設の陸地部分全域(53ha)及び制限水域の一部が返還** (62ページ)

### 2 市内米軍施設の現況

… **資料1** 「横浜市と米軍基地」7ページ

施設名	所在区	土地面積	(国有地と民有地の割合)	
			国有地	民有地
根岸住宅地区	中・南・磯子	43ha	27ha (64%)	16ha (36%)
池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)	金沢	37ha	36ha (99%)	0.3ha (1%)
富岡倉庫地区	金沢	3ha	3ha (100%)	-
鶴見貯油施設	鶴見	18ha	-	18ha (100%)
横浜ノース・ドック	神奈川	55ha	44ha (80%)	8ha (14%)
深谷通信所	泉	77ha	77ha (100%)	-
上瀬谷通信施設	瀬谷・旭	242ha	110ha (45%)	110ha (45%)
計		476ha	297ha (63%)	152ha (32%)

このほか、小柴水域(42ha)、横浜ノース・ドック専用水域(11ha)には、市有地が存在

### 3 跡地利用の取組

#### 平成16年

10月4日 庁内に経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」を設置

#### 平成17年

3月25日 「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト第一次報告書」を公表、関係省庁に要請

6月23日 「横浜市返還施設跡地利用構想検討委員会」を設置

12月2日 **「返還施設の跡地利用に関する提言」を受理**

#### 平成18年

1月16日 「返還施設の跡地利用に関する提言」パンフレットを発行、アンケート調査を実施

6月7日 **「米軍施設返還跡地利用指針」を策定** (42ページ)

12月25日 「横浜市中期計画」の発表

#### 平成19年

1月11日 「米軍施設返還跡地利用行動計画(案)」を公表、アンケート調査を実施

3月27日 **「米軍施設返還跡地利用行動計画」を策定** (44ページ)

### 4 住宅建設対策の取組

#### 平成16年

10月4日 庁内に経営責任職による「横浜市住宅建設対策プロジェクト」を設置

#### 平成17年

3月25日 「横浜市住宅建設対策プロジェクト第一次報告書」を公表、防衛施設庁に要請

#### 平成18年

8月17日 **横浜防衛施設局から「池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における米軍家族住宅等の建設について」(基本配置計画案)を受理** (62ページ)

8月17日 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会

8月18日 基地対策特別委員会

9月21日 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会から要望書を受理 (64ページ)

10月2日 **横浜防衛施設局に「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について」を要請** (36ページ)

#### 平成19年

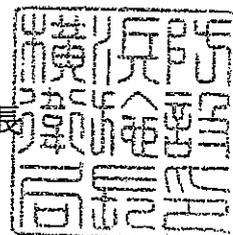
6月13日 **横浜防衛施設局から「池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)における米軍家族住宅等の建設について」を受理** … **資料2**

施横第 3276 号 (Y C P)

平成 19 年 6 月 13 日

横浜市長 殿

横浜防衛施設局長



池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における  
米軍家族住宅等の建設について

参照：平． 18． 10． 2． 付都経基第 249 号

「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における  
住宅等建設について（要請）」

日頃から、防衛施設行政につきまして、御理解、御協力を賜り、  
厚く御礼申し上げます。

このたび、参照文書による要請を踏まえて、基本配置計画を見直  
しましたので、同要請に対する回答を含め、別添のとおり関係資料  
を送付いたします。

以上

添付書類： 1 別紙 1 ・ 別紙 2

2 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）に  
おける家族住宅等建設事業の基本構想



池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における  
米軍家族住宅等の基本配置計画

- 1 事業対象地：神奈川県横浜市金沢区六浦町内
- 2 区域面積：約36.7ha
- 3 改変面積：約17.8ha
- 4 整備する建物等：家族住宅700戸及びその支援施設

(1) 家族住宅

見直し後		当初案（平成18年8月時点）	
高層住宅	6棟 644戸	高層住宅	5棟 644戸
15階建て（116戸）	1棟	18階建て（142戸）	1棟
14階建て（108戸）	4棟	17階建て（133戸）	2棟
13階建て（96戸）	1棟	15階建て（118戸）	2棟
低層住宅	8棟 56戸	低層住宅	9棟 56戸

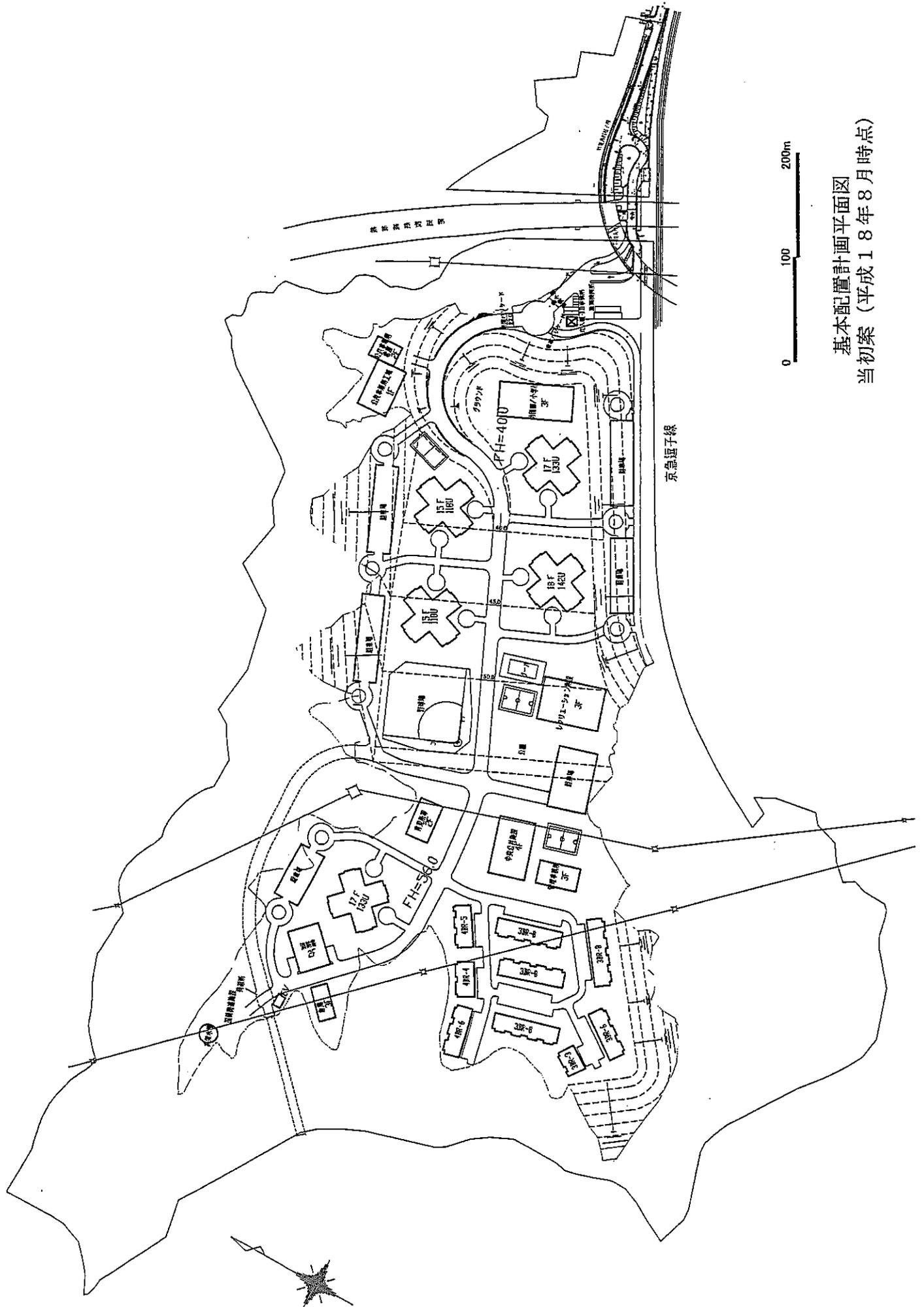
(2) 支援施設

中央公共施設（物品販売所・食堂等）、  
生活支援施設（室内運動場・診療所等）、  
管理事務所、  
幼稚園／小学校、  
消防署、倉庫、駐車場等

- 5 基本配置計画平面図：見直し後は付図1、当初案は付図2のとおり



基本配置計画平面図  
当初案（平成18年8月時点）



1の(1)について

平成18年8月17日付け施横建第29号(YCP)でお示した米軍家族住宅等の基本配置計画案(以下「当初計画案」という。)及び今般見直した基本配置計画における改変面積は、「横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。」とされた平成16年10月18日の日米合同委員会の合意(以下「日米合同委員会合意」という。)に従ったものである。

これらの改変面積は、敷地造成において極力残土の搬出を抑えられるよう考慮しつつ、高さを抑えた建物等の配置が可能な敷地として、それぞれ約17.8ヘクタールとなったものである。

鉄塔の移設については、進入路築造等に伴う造成を要しない工法を採ることとしている。

1の(2)について

米軍家族住宅等の提供後においても、日米合同委員会合意を踏まえつつ、非改変地の緑地の保全に努めてまいりたい。

1の(3)について

改変地については、可能な限り植樹するなど、適切な緑化対策を講じてまいりたい。

2の(1)について

地域社会の交通混雑及び交通安全、景観等については、本件建設事業に係る環境影響評価手続において、環境影響評価項目に含めることとしている。

2の(2)から(4)までについて

環境に配慮した具体的方策については、環境影響評価手続において策定することとしており、環境に配慮した方策を講じてまいりたい。

2の(5)について

使用履歴の調査等を適切に実施してまいりたい。

## 2の(6)について

横浜市教育委員会と調整し、必要な措置を講じてまいりたい。

## 3について

雨水調整池の設置を含め、適切な災害防止措置を講じてまいりたい。

## 4について

今般見直した基本配置計画は、当初計画案における高層棟の配置・階数等を見直し、高層棟の高さをできる限り低減するとともに、近接する住宅への圧迫感が低減されるよう配慮したものである。

また、建築物のデザインや外壁の仕様、建築物周辺の緑化等については、周辺との調和に配慮しつつ、今後、基本設計及び実施設計において検討することとしている。

## 5の(1)から(3)までについて

周辺道路における工事関係車両の通行に際しては、交通誘導員を配置する等の措置を講ずるなど、環境影響評価手続の中で、周辺交通環境等に配慮した方策を検討してまいりたい。

## 5の(4)について

御要請の事業に係る具体的な内容等を確認・検討の上、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づき適切に対応してまいりたい。

## 5の(5)について

米軍家族住宅等の提供後における交通対策等については、環境影響評価手続の中で、周辺交通環境に配慮した方策を検討してまいりたい。

## 6について

御要請については、親善交流や施設開放などの具体的な内容等を確認・検討

の上、米軍と鋭意調整してまいりたい。

なお、米軍においては、交通安全教育等がすでに実施されているところである。

#### 7について

関係法令等を遵守しつつ、自然環境や周辺地域に配慮した計画を検討してまいりたい。

#### 8について

本件建設事業については、基本構想、基本設計、環境影響評価手続及び実施設計の進捗に応じて、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等に対し適時適切に説明してまいりたい。

また、今後とも、当局のホームページ等を活用して情報を提供してまいりたい。

#### 9について

御要請のまちづくりに係る具体的な内容等を確認・検討の上、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき適切に対応してまいりたい。

#### 10について

いわゆる飛び地については、その早期返還に向け、米軍と鋭意協議してまいりたい。

また、跡地利用については、周辺住民の意向を踏まえた貴市からの具体的な要望等をお聴きしつつ、できる限り協力してまいりたい。

#### 11について

周辺住民の意向等を踏まえた新たな要請事項については、十分尊重してまいりたい。

以上

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における  
家族住宅等建設事業の基本構想

平成19年6月

横浜防衛施設局

## 1 計画区域の状況

計画区域は、横浜市の逗子市境に位置し、東側を横浜横須賀道路、南側を京浜急行逗子線が通っており、横浜横須賀道路により区域が東西に分断されている。区域の広さは東西約 1,200m、南北約 800mで、敷地面積は 367,590 m<sup>2</sup>である。

### (1) 土地面積

区域内の土地は、ほぼ国有地となっている。

[横浜市域]	367,590 m <sup>2</sup>
国有	364,664 m <sup>2</sup> (99.2%)
民有	2,926 m <sup>2</sup> (0.8%)

### (2) 建物面積

区域内の既存建物は国有で延べ 2,050 m<sup>2</sup>となっている。

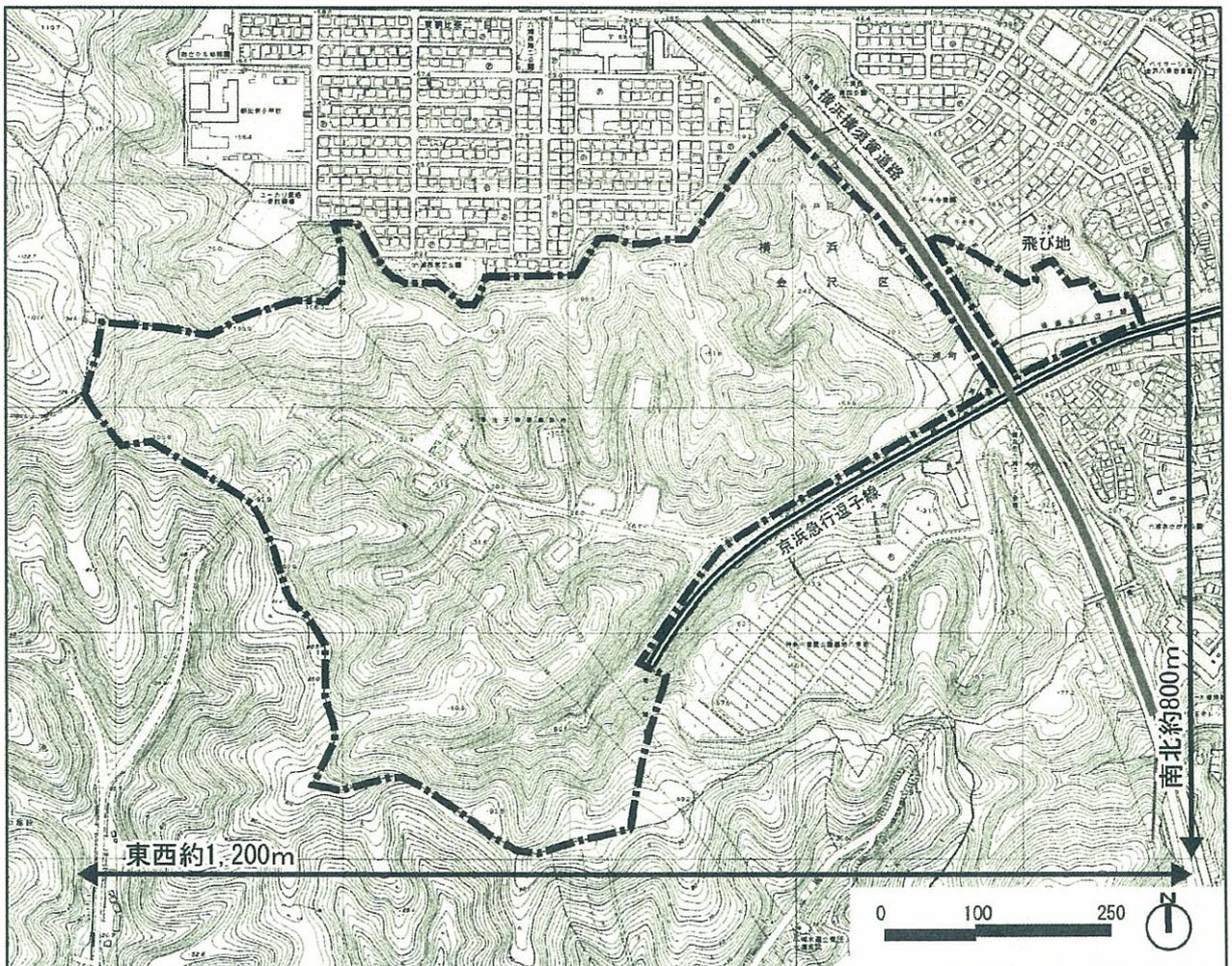


図1-1 計画区域

## 2 配置建物等

敷地内に配置する住宅は、高層棟 644 戸、低層棟 56 戸、合計 700 戸を予定している。高層棟の形状については、必要とする敷地面積が小さく土地利用上有利なセンターコアタイプ（階段、エレベーター、設備室等を各階の中央に集めた長方形のタイプ）を採用した。

支援施設については、中央公共施設、生活支援施設、管理事務所、幼稚園／小学校、消防署、倉庫、駐車場等を配置している。

表 2-1 住宅棟

区 分		戸数 (戸)	備 考
高層棟 6 棟	4 BR	1 5	15 階建て(116 戸) 1 棟
	3 BR	6 2 9	14 階建て(108 戸) 4 棟
	計	6 4 4	13 階建て( 96 戸) 1 棟
低層棟 8 棟	4 BR	1 5	
	3 BR	4 1	
	計	5 6	
合 計		7 0 0	

※ BRは寝室を示す。

### 3 敷地造成計画

造成計画案は、以下の点を考慮した結果、敷地東側の造成基盤を FH=35mに抑え、西側の FH=56 mまでなだらかに高くなる案とした。

- (1) 改変面積を敷地の 1 / 2 以下とし緑地を保全すること。なお、本敷地は、土砂の場内処理を目的として造成地盤の高さを上げるほど斜面の既存緑地が埋め立てられ、改変面積が増加するという特徴を有する形状であることに留意しなければならない。
- (2) 土砂の搬出入を必要最小限とするために切土及び盛土の量的バランスを図ること。
- (3) 施設配置に必要な有効面積を確保すること。
- (4) 近接する東側の住宅地からの景観に配慮し、東側地盤面は極力低くすること。

表 3-1 造成計画概要

項目	内容
イメージ図	
敷地造成基盤	フラット部 FH=56m、35m 傾斜部 FH=56～35m 勾配 =8%以下
面積	改変面積：17.8 h a      有効面積：13.4 h a
保存緑地面積	19.0 h a
土量バランス	切土：106 万 m <sup>3</sup> 盛土：110 万 m <sup>3</sup> 不足土：4 万 m <sup>3</sup> (地下構造物の建設に伴う発生残土を充当)

#### 4 基本ゾーニングの検討

各施設の配置方針及びゾーニングを以下に示す。

- 景 観 ・ 計画地周辺からの眺望を考慮した配置計画とする。  
・ 極力高層棟の高さを抑える。
- 利便性 ・ 支援施設の利便性を考慮した配置計画とする。  
・ 用途別の建物構成、エリア分けに努める。  
・ 特に学校は、一般の支援施設とエリアを区別し文教的環境を確保する。
- 安全性 ・ 主要建物と道路・駐車場の離隔距離を十分に確保する。  
・ 居住空間への通過交通は極力避ける。
- 居住性 ・ 居住者のプライバシーに配慮した配置計画とする。  
・ ごみ処理場等の設備関連施設は、居住空間以外の場所に配置する。

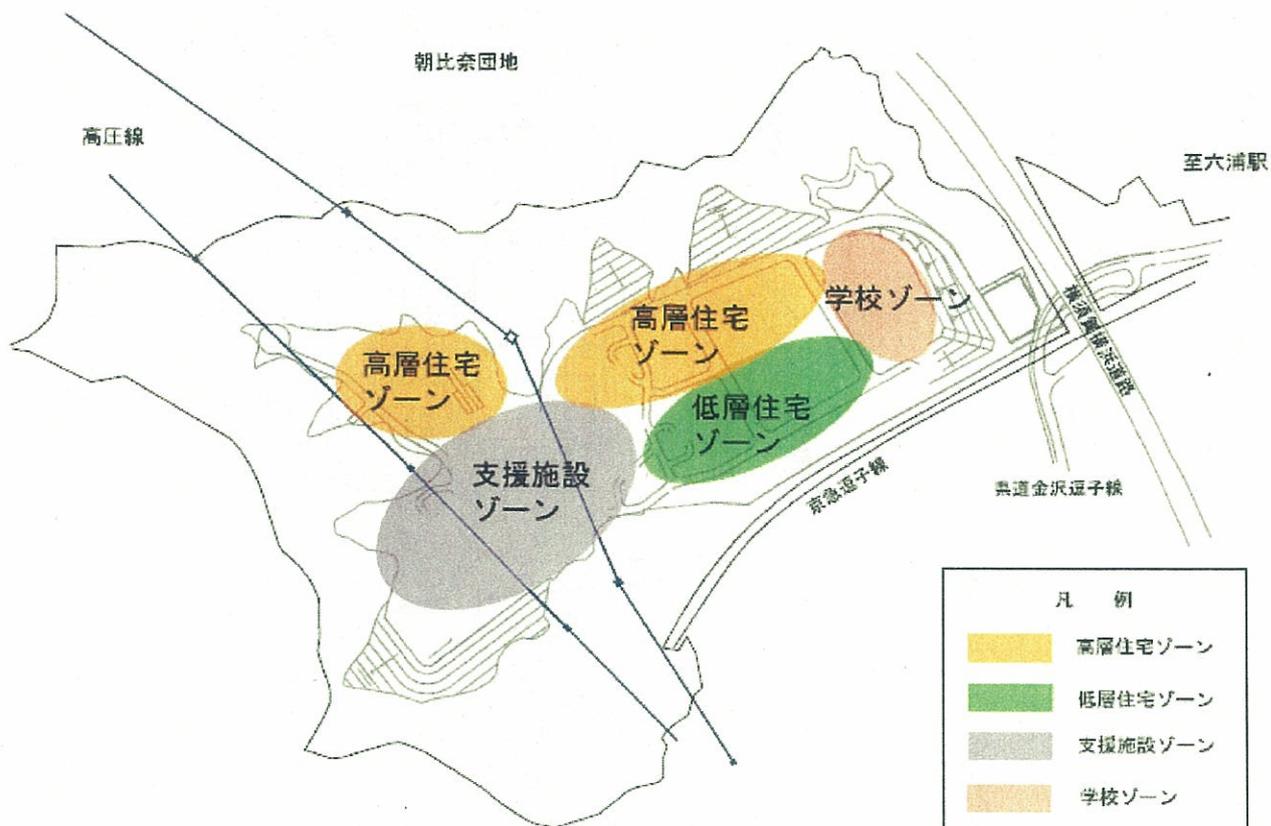
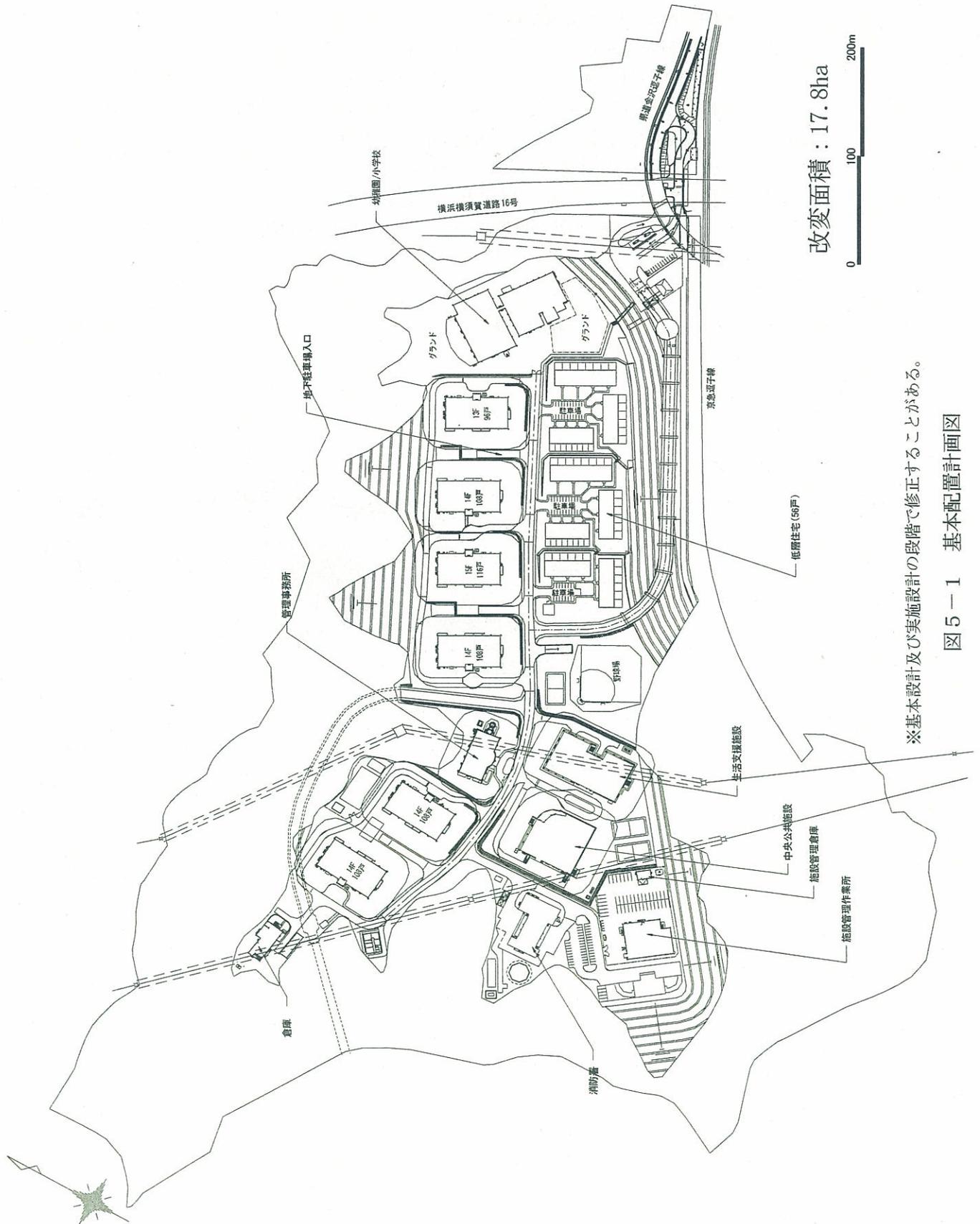


図4-1 ゾーニング図

## 5 基本配置計画

以上の条件を考慮し検討した配置計画及びその断面を以下に示す。



※基本設計及び実施設計の段階で修正することがある。

図5-1 基本配置計画図

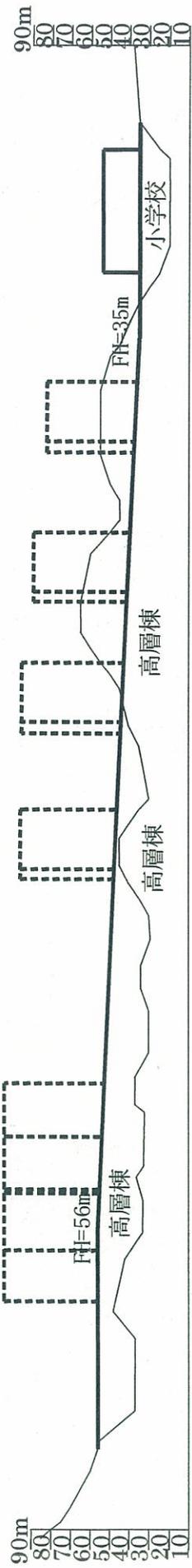


图 5-2 断面图

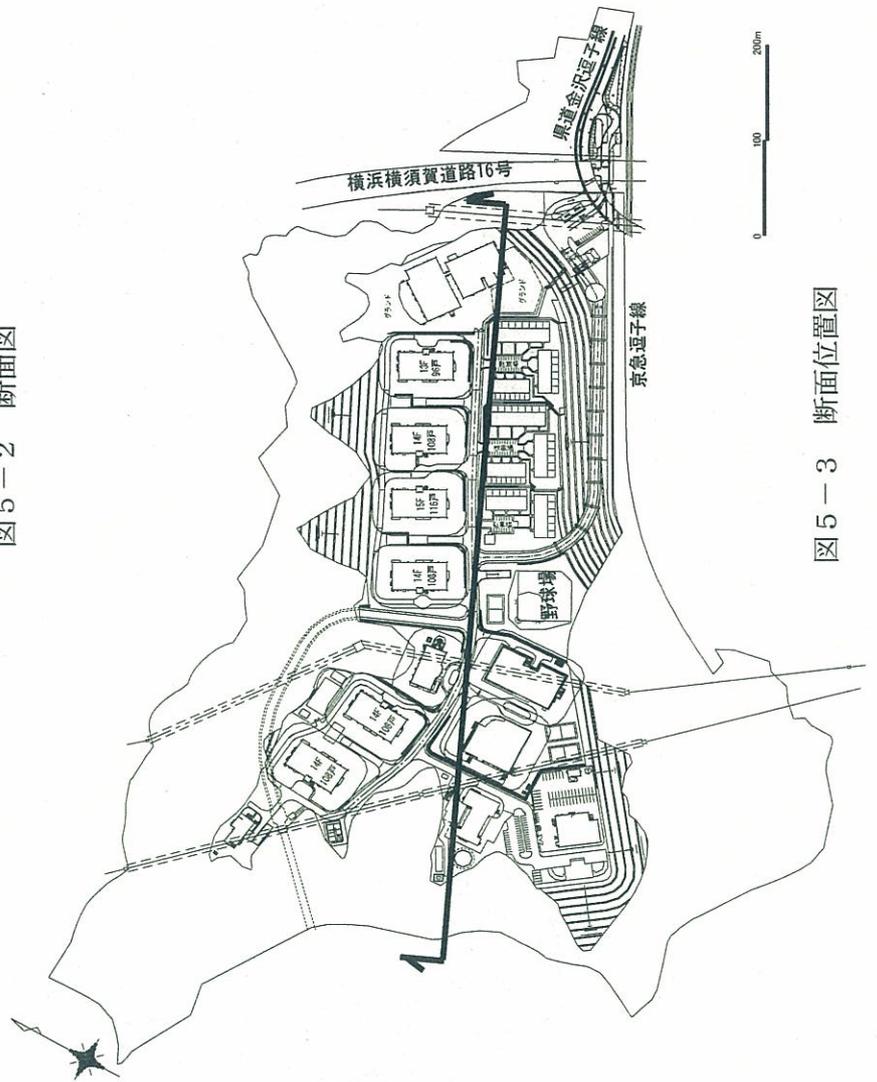


图 5-3 断面位置图

6 景観（周辺からの眺望）

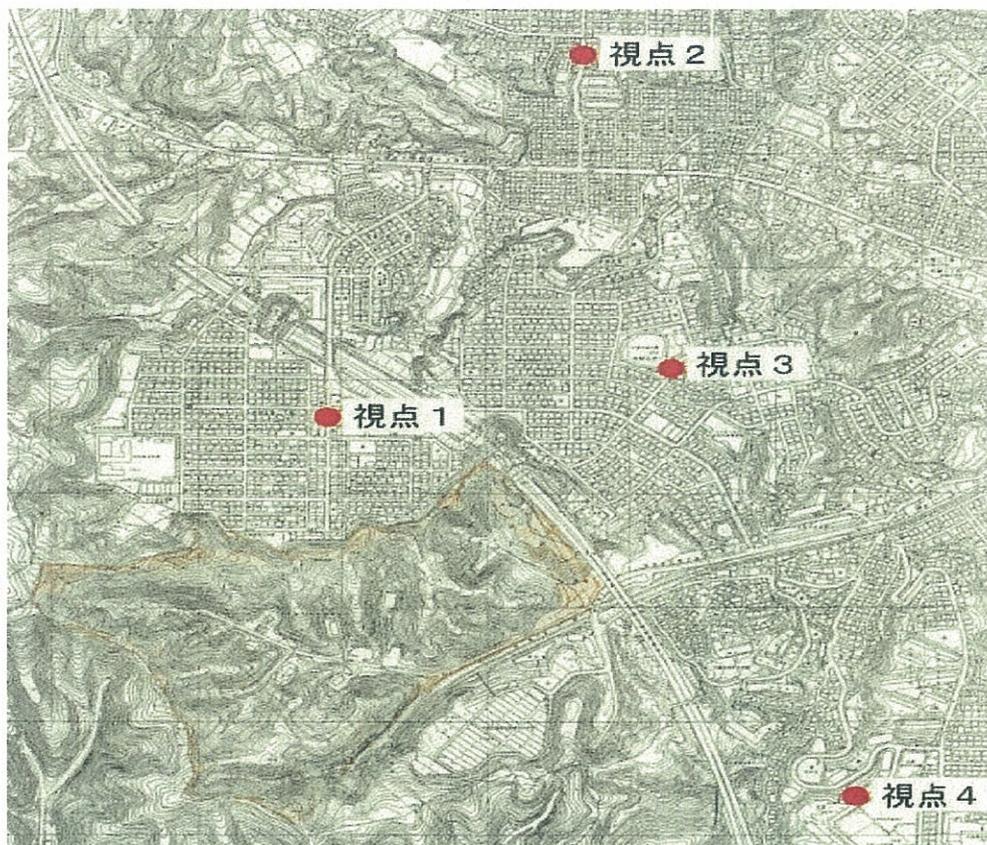


図 6-1 視点位置図



図 6-2 視点1：東朝比奈2丁目19番地 六浦西第二公園付近（FH=48m）



図 6-3 視点2：高舟台1丁目3番地付近 (FH=24m)



図 6-4 視点3：東朝比奈1丁目26番地 六浦大道公園付近 (FH=39m)



図 6-5 視点4：六浦南3丁目27番地 スポーツ広場付近（FH=6.3m）

7 全体工程

全体工程について以下に示す。

表 7-1 全体工程表

工 種 等	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
設計等	基本構想	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	基本設計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	実施設計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
環境影響評価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工事等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 本表は現時点での概略工程であり、今後、基本設計を通じて精査することとしている。

※ 文化財が出土した場合には、遅れが生じる可能性がある。

平成18年10月2日の要請に対する国からの回答について

H18.10.2市長から横浜防衛施設局長宛て要請		H19.6.13横浜防衛施設局長から市長宛て回答
<b>1 緑地の保全、自然環境の保全</b>		
(1)	<p>改変面積が17.8ヘクタールであるとした根拠を示すこと。なお、鉄塔を移設する計画となっているが、この場合、移設に伴う進入路築造等に伴う造成も、改変面積に含まれるため、造成エリアを精査した上、「改変面積を横浜市域の面積の2分の1以内とする」とした、日米政府間の合意を遵守すること。</p>	<p>平成18年8月17日付け施横建第29号(YCP)でお示した米軍家族住宅等の基本配置計画案(以下「当初計画案」という。)及び今般見直した基本配置計画における改変面積は、「横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。」とされた平成16年10月18日の日米合同委員会の合意(以下「日米合同委員会合意」という。)に従ったものである。 これらの改変面積は、敷地造成において極力残土の搬出を抑えられるよう考慮しつつ、高さを抑えた建物等の配置が可能な敷地として、それぞれ約17.8ヘクタールとなったものである。 鉄塔の移設については、進入路築造等に伴う造成を要しない工法を採ることとしている。</p>
(2)	<p>非改変地については、緑地の保全を将来にわたり担保するための具体的方策を講ずること。</p>	<p>米軍家族住宅等の提供後においても、日米合同委員会合意を踏まえつつ、非改変地の緑地の保全に努めてまいりたい。</p>
(3)	<p>改変地についても、極力植樹等の緑化対策を行い、緑の創造・再生を図ること。</p>	<p>改変地については、可能な限り植樹するなど、適切な緑化対策を講じてまいりたい。</p>
<b>2 環境への配慮</b>		
(1)	<p>環境影響評価の実施に当たっては、動植物、水質、土壌等の自然環境のみならず、地域社会(交通混雑、交通安全)や景観等についても、環境影響の回避・低減を図ること。</p>	<p>地域社会の交通混雑及び交通安全、景観等については、本件建設事業に係る環境影響評価手続において、環境影響評価項目に含めることとしている。</p>
(2)	<p>改変地において失われる生物生息環境については、その価値を極力損なわないよう、必要な措置を講ずること。</p>	<p>環境に配慮した具体的方策については、環境影響評価手続において策定することとしており、環境に配慮した方策を講じてまいりたい。</p>
(3)	<p>樹木は、可能な限り移植等による活用を図ること。</p>	
(4)	<p>表土は、植物の生育を確保するため、可能な限り植栽帯等への活用を図ること。</p>	
(5)	<p>旧軍や弾薬庫としての使用履歴を明らかにし、適切な措置を講ずること。</p>	<p>使用履歴の調査等を適切に実施してまいりたい。</p>
(6)	<p>必要に応じ文化財調査を実施し、結果に応じて適切な保存を図ること。</p>	<p>横浜市教育委員会と調整し、必要な措置を講じてまいりたい。</p>

H18.10.2市長から横浜防衛施設局長宛て要請		H19.6.13横浜防衛施設局長から市長宛て回答
<b>3 災害の防止</b>		
(1)	土砂や雨水の流出等により周辺地域が被災することのないよう、工事中及び供用後の適切な災害防止措置を講ずること。	雨水調整池の設置を含め、適切な災害防止措置を講じてまいりたい。
(2)	雨水調整池を設置すること。	
<b>4 風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮</b>		
(1)	周辺の住宅地から、高層棟の建物上部が保全された尾根の稜線越しに容易に視認されることのないよう、造成地盤高や建築物の配置等についての見直しを行い、高層棟の高さ（階数）をできる限り低減すること。	今般見直した基本配置計画は、当初計画案における高層棟の配置・階数等を見直し、高層棟の高さをできる限り低減するとともに、近接する住宅への圧迫感が低減されるよう配慮したものである。また、建築物のデザインや外壁の仕様、建築物周辺の緑化等については、周辺との調和に配慮しつつ、今後、基本設計及び実施設計において検討することとしている。
(2)	近接する住宅地に対しては、建築物の高さ等の見直しにより、圧迫感を低減するとともに、緑化による周辺との調和などに配慮すること。	
(3)	建築物のデザインや外壁の色彩を工夫すること。また、建築物周囲の植樹や屋上緑化等について、検討すること。	
<b>5 工事中及び供用後の交通対策</b>		
(1)	工事の実施に当たっては、周辺道路が、狭あいである状況や、閑静な住宅地内を通っている状況を踏まえ、周辺地域への影響を十分に配慮し、適切な対応を図ること。	周辺道路における工事関係車両の通行に際しては、交通誘導員を配置する等の措置を講ずるなど、環境影響評価手続の中で、周辺交通環境等に配慮した方策を検討してまいりたい。
(2)	工事の実施に当たっては、工事用車両のみならず、工事従事者が使用する車両も含め、周辺交通環境への負荷に関する具体的な検討結果を明らかにし、周辺の一般道への負荷を極力軽減するための代替措置の検討を行うなど、交通対策について、十分な配慮を行うこと。	
(3)	特に、六浦駅前、狭あいであるのみならず、歩行者・自転車が輻輳している状況にあることから、工事用車両等が通行する場合には、道路の拡幅など十分な危険回避措置を講ずること。	
(4)	将来、都市計画道路横浜逗子線について、新たに事業化する場合には、特別助成措置の導入を含め、国として最大限協力すること。	御要請の事業に係る具体的な内容等を確認・検討の上、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づき適切に対応してまいりたい。
(5)	供用後の通勤等の手段、利用ルートなど周辺交通環境への負荷を軽減するための具体的な検討結果を明らかにし、交通対策等について、十分に配慮すること。	米軍家族住宅等の提供後における交通対策等については、環境影響評価手続の中で、周辺交通環境に配慮した方策を検討してまいりたい。

H18.10.2市長から横浜防衛施設局長宛て要請		H19.6.13横浜防衛施設局長から市長宛て回答
<b>6 施設供用後に向けた対応</b>		
(1)	国と本市及び地域とで供用後の対応についての取り交わしを行った場合には、国の責任で、米軍と十分な調整を行うこと。	御要請については、親善交流や施設開放などの具体的な内容等を確認・検討の上、米軍と鋭意調整してまいりたい。 なお、米軍においては、交通安全教育等がすでに実施されているところである。
(2)	周辺住民と米軍家族との親善交流や施設開放が図られるよう、米軍に働きかけること。	
(3)	現状の広域避難場所としての機能維持について、米軍と調整の上、検討すること。	
(4)	道路交通法など日常生活に関わる国内法について理解を深めるため、講習会等の実施を検討すること。	
<b>7 法令・条例等の遵守</b>		
(1)	都市計画法をはじめ、関係法令・条例等を遵守し、地区内の自然環境や周辺地域に配慮した計画とするよう検討を行うこと。	関係法令等を遵守しつつ、自然環境や周辺地域に配慮した計画を検討してまいりたい。
(2)	地域住民が日常的に利用することができる一定規模以上の公園を設置すること。	
(3)	事業区域内に存在する道水路の処理を適正に行うこと。	
<b>8 地域住民への説明</b>		
(1)	今後、基本・実施設計を進める中で、住宅等の工事概要、緑地・自然環境の保全策、土砂等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数等が明確になった場合には、速やかに金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会に対し、説明を行い、その意見を尊重すること。また、周辺住民に対して適時、適切に情報の提供を行うこと。	本件建設事業については、基本構想、基本設計、環境影響評価手続及び実施設計の進捗に応じて、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等に対し適時適切に説明してまいりたい。 また、今後とも、当局のホームページ等を活用して情報を提供してまいりたい。
(2)	現在、横浜防衛施設局のホームページで、基本配置計画案を公表しているように、今後も、市民への情報提供を積極的に行うこと。	
<b>9 地域のまちづくりの推進</b>		
	六浦駅周辺地区は、「金沢区まちづくり方針」で、まちづくり検討地区に位置付けられているが、地域まちづくりを推進していくには、道路交通アクセスや地区の安全性等への配慮が必要な地区であることから、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の積極的活用を図るなど、国として協力を行うこと。	御要請のまちづくりに係る具体的な内容等を確認・検討の上、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき適切に対応してまいりたい。

H18.10.2市長から横浜防衛施設局長宛て要請		H19.6.13横浜防衛施設局長から市長宛て回答
<b>10 飛び地の返還と跡地利用</b>		
(1)	飛び地の早期返還に向け、米軍との協議を行うこと。	いわゆる飛び地については、その早期返還に向け、米軍と鋭意協議してまいりたい。
(2)	飛び地は、住宅等建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉増進等に資する利用が図られるべきであり、国として整備を行うなど、跡地利用の具体的方策を本市に提案すること。	また、跡地利用については、周辺住民の意向を踏まえた貴市からの具体的な要望等をお聴きしつつ、できる限り協力してまいりたい。
<b>11 その他</b>		
	今後、建設計画や工事方法等に関する国の検討の進捗よくに応じて、周辺住民の意向等を踏まえた新たな要請事項が生じた場合には、これを十分に尊重し、国として誠実な対応を行うこと。	周辺住民の意向等を踏まえた新たな要請事項については、十分尊重してまいりたい。